

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 説 明 書 ( そ の 2 )

( 第 1 回 定 例 会 )

廿 日 市 市

(議案第69号)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

学校教育法等の一部を改正する法律において学校教育法の一部が改正され、義務教育学校が創設されることに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整 理 の 内 容
廿日市市公園条例	各条例に規定する「小人」の定義に義務教育学校に在学する者を加え、その他必要な規定を整理する。
廿日市市サッカー場設置及び管理条例	
廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例	
廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例	
はつかいちアルカディア設置及び管理条例	各条例に規定する「小学校児童」、「小学生」、「小学校」等に新たに定義を加え、その他必要な規定を整理する。
廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例	
廿日市市健康増進施設設置及び管理条例	
廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例	
廿日市市歴史民俗資料館条例	
宮島水族館設置及び管理条例	
廿日市市国民宿舎事業の設置等	

に関する条例
廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

## 2 施行期日

平成28年4月1日。ただし、廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する部分及び廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する部分は、公布の日

